

大杉小学校 いじめ防止基本方針

1 基本方針策定の根拠と意義

「いじめ防止対策推進法」 平成25年6月28日公布による

2 いじめの防止等のための基本的な方針について

(1) 文部科学大臣の方針（平成25年10月11日決定）

(2) 本校の方針

- ・教員の指導力の向上と組織的対応
- ・子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す
- ・いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり
- ・保護者・地域・関係機関との連携 具体策は後述※

3 対応する組織

最上位に「学校いじめ防止対策委員会」を置く。日頃の観察、また「いじめアンケート」などから相談すべき事態と判断された場合、すぐに対応をするものとする。また、3日以内の解消とする。

委員長は副校長とし、委員会メンバーは、管理職、当該者の学級・学年の担任、生活指導主任、教務主任、保健主任、SCとする。

4 未然防止のための日常的な取組

- ・あいさつの励行
- ・年2回の「ふれあい月間」でそれぞれの取組の確認と振り返り
- ・いじめアンケート年に3回実態の把握
いじめを発見した場合→学年主任・生活指導主任・管理職のダブルチェック
- ・SCへの相談と面談の実施、5年生児童には事前アンケートと面談の実施、児童会「なかよしデー」による異学年交流
- ・非行防止教室の実施
- ・情報教育、特にインターネット利用に際してのネチケットや個人情報の取り扱い及び危険性の周知
- ・毎週火曜日の職員生活指導夕会の実施
生活指導夕会の司会→生活指導主任 記録→生活指導部員

5 教員の資質向上のための取組

- ・ OJTによる児童理解力の向上
- ・ いじめ防止教育プログラムの周知及び内容理解を目的とした研修会の実施
- ・ 人権教育プログラムの周知及び内容理解を目的とした研修会の実施
- ・ 服務事故防止研修会の際の人権感覚の涵養
- ・ 各種いじめ防止や人権教育研修参加後の伝達講習や資料配付

※前述いじめの防止等のための基本的な本校の方針の具体的活動例

(1) 教員の指導力の向上と組織的対応

- ・ 上記、教員の資質向上のための取り組みによる指導力の向上
- ・ 学校いじめ防止対策委員会を核として、各々の教職員の役割と責任の明確化

(2) 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す

- ・ 学級担任としての子供への積極的な働きかけと把握
- ・ SCによる面接
- ・ 被害にあった子の状況のきめ細かい把握と記録化

(3) いじめを見て見ぬふりせず、声を上げられる学校づくり

- ・ 周囲の子供に働きかけ、子供を守る事を明言する
- ・ 守る取り組みを保護者や地域と連携する
- ・ いじめを見て見ぬふりをしないように道徳や特別活動、児童会などでも取り組む

(4) 保護者・地域・関係機関との連携

- ・ 保護者会などを活用した情報の共有
- ・ 地域人材との連携による子供の見守り
- ・ いじめの状況に応じて、警察や医療機関、福祉機関等とも連携する

(5) いじめ防止授業公開

- ・ 年に3回実施する(1学期に1回)
- ・ いじめに特化した学習を公開する